

徳島県との災害協定について

徳島県との間で締結されていた「活動協定書」を見直し、新たに平成26年1月7日、徳島県知事との間で、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」が締結されました。

(以下に一部抜粋)

大規模災害時における応急対策業務に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、徳島県内で地震、津波や台風等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が管理又は工事している公共土木施設等（以下「施設等」という。）の応急対策業務を速やかに、かつ円滑に実施し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(大規模災害の定義)

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

(応急対策業務の内容)

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時における施設等の被害情報の提供
- (2) 大規模災害時における施設等の被害状況の調査
- (3) 大規模災害時における施設等の応急対策に関する測量、調査及び設計
- (4) その他前3号に掲げる業務のほか、甲が必要と認める応急業務